

粕屋町健康増進計画（健康かすや21）
第2期最終評価及び次期計画策定業務
募集要項

令和6年1月
粕屋町

目次

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 事業名称 | 1 |
| 2. 目的 | 1 |
| 3. 委託する業務概要 | 1 |
| 4. 提案資格 | 1 |
| 5. 実施スケジュール | 2 |
| 6. 事務局 | 2 |
| 7. 実施要領 | 2 |
| (1) 募集要項の交付 | 2 |
| (2) 参加表明書の提出 | 3 |
| (3) 提案資格確認の通知 | 3 |
| (4) 提案書の提出要請 | 3 |
| (5) 募集要項等に対する質問の受付・回答 | 3 |
| (6) 提案書の作成方法 | 4 |
| (7) 見積書の作成方法 | 5 |
| (8) 提案書・見積書の提出方法 | 5 |
| (9) 辞退届の提出 | 5 |
| 8. 選定方法 | 5 |
| (1) 第1次審査（書類審査） | 6 |
| (2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 6 |
| (3) 最終選定 | 7 |
| (4) 失格事項 | 7 |
| 9. 選定評価基準の評価項目 | 7 |
| (1) 審査 | 7 |
| (2) 評価基準 | 8 |
| 10. 契約までの手続き | 8 |
| 11. 契約 | 9 |
| 12. その他 | 9 |

1. 事業名称

粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務
（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本募集要項は、本業務に係る契約の相手方となる事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とします。

3. 委託する業務概要

（1）業務内容

別紙「粕屋町健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（2）業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（3）提案限度価格

4,680,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

提案限度価格は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。見積書を提出する際の内訳書は、上記の金額を超えてはならない。

4. 提案資格

本業務に参加する者の提案資格は、次に掲げるとおりとします。

- （1）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）粕屋町指名停止等措置要綱(平成 13 年粕屋町要綱第 5 号)の規定による指名停止措置の期間中(公募型プロポーザル方式にあつてはプロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までとする。)でない者であること。
- （3）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国税、地方税に未納がないこと。

5. 実施スケジュール

| | |
|-----------------------|---|
| 1. 公募開始 | 令和6年1月4日(木) |
| 2. 募集要項の交付 | 令和6年1月22日(月)17時まで |
| 3. 参加表明書の提出 | 令和6年1月22日(月)17時まで |
| 4. 提案資格確認 | 令和6年1月26日(金)17時までに通知 |
| 5. 参加(提案書の提出)要請 | 令和6年1月26日(金)17時までに通知 郵送(原本)及び電子メール(写し)にて通知 |
| 6. 募集要項等に対する質問の受付 | 令和6年2月2日(金)17時まで |
| 7. 質問に対する回答 | 令和6年2月9日(金)17時までに回答 |
| 8. 提案書及び見積書の提出期限 | 令和6年2月19日(月)17時まで |
| 9. 第1次審査(書類審査) | 令和6年2月29日(木)17時までに実施 |
| 10. 第1次審査結果通知 | 令和6年3月8日(金)17時までに通知 |
| 11. 第2次審査(プレゼンテーション等) | 令和6年3月25日(月)までに実施 |
| 12. 受託者の特定 | 令和6年3月27日(水)までに通知 |

6. 事務局

担当部署：住民福祉部 健康づくり課 健康推進係(粕屋町健康センター1階)

担当者：吹上、山内

住所：〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL：092-938-0258(直通) FAX：092-938-2415

E-mail：kenko21@town.kasuya.fukuoka.jp

7. 実施要領

(1) 募集要項の交付

ア 交付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月22日(月)17時まで

イ 交付方法 町ホームページからのダウンロード

ウ 交付書類 募集要項、仕様書、公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

- ア 受付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月22日(月)17時まで(必着)
- イ 提出場所 粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係(健康センター1階)
- ウ 提出方法 窓口持参又は郵送
- エ 提出書類 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)

※令和4年・5年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、下記の書類を提出して下さい。

- ① 商業登記簿謄本
- ② 国税(所得税及び消費税)、県税(法人事業税)及び市町村民税の未納がないことを確認できる証明書(本社分のみ。支店及び支社分は不要。)
- ③ 印鑑登録証明書

(3) 提案資格確認の通知

- ア 通知期限 令和6年1月26日(金)17時までに通知します。
- イ 通知方法 郵送(原本)及び電子メール(写し)
- ウ 交付書類 公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式第2号)

(4) 提案書の提出要請

- ア 通知期限 令和6年1月26日(金)17時までに通知します。
- イ 通知方法 郵送(原本)及び電子メール(写し)
- ウ 交付書類 プロポーザル参加要請書(様式第3号)

(5) 募集要項等に対する質問の受付・回答

募集要項や仕様書等に関して質問がある場合は、質問書(様式第8号)で内容を記載し、電子メールで提出をお願いします。受付期間外の質問、質問書以外の質問は受理できません。

- ア 受付期間 提案資格確認日～令和6年2月2日(金)17時まで
- イ 受付方法 電子メールに質問書(様式第8号)を添付してください。
宛先：kenko21@town.kasuya.fukuoka.jp
表題：健康かすや21評価及び計画策定業務質問書(会社名)
- ウ 回答期限 令和6年2月9日(金)17時までに回答します。
- エ 回答方法 町ホームページに質問回答書(様式第9号)にて掲載します。

(6) 提案書の作成方法

ア 提案書の用紙サイズは、原則 A4 版縦、横書きとして製本して下さい。必要に応じて A3 版を使用しても差し支えありませんが、必ず折込みとして下さい。

イ 提案書の表紙には、タイトル「健康増進計画（健康かすや 21）第 2 期最終評価及び次期計画策定業務 提案書」、提案年月日、会社名を記載して下さい。

ウ 使用する文字のフォントサイズは、10.5 ポイント以上（図表内等は除く。）でカラー印刷したものを提出して下さい。

エ 提案書の提出期限以降の資料修正や追加提案は受理しません。

オ 提案書は、下記の項目番号に基づき、記載をお願いします。

カ 正本 1 部（表紙に会社名、押印）、副本 10 部（表紙に会社名）の提出をお願いします。

| 番号 | 大項目 | 小項目 | 記載すべき事項 |
|----|-------|-----------|--|
| 1 | 会社概要 | — | 会社概要について |
| 2 | 実施方針 | 基本事項の理解 | ①本町の地域特性の理解ができているか ②国・県の健康増進計画等の動向、方向性の認識の程度はどうか ③本町の健康増進計画第 2 期、国保データヘルス計画等関連計画への理解があるか |
| 3 | 提案内容 | 調査分析及び内容 | ①論旨がわかりやすく、具体的な提案がなされているか ②基礎調査やアンケート調査の分析、活用について有効な手法が提案されているか ③提案内容が現行計画を踏まえつつ、町の特徴を活かした独自性を持った計画になっているか |
| | | 企画力・デザイン力 | ①本業務を遂行するにあたって、必要と考える事項や独自の提案があるか |
| 4 | 実施体制等 | 業務実績 | ①本町と同規模またはそれ以上の他の自治体で本件と類似した業務実績があるか |
| | | 実施体制 | ①本業務を迅速に遂行しうる体制を整えてあるか ②担当者の本業務に関する経験及び実績は十分であるか ③町と提案者との役割分担等、業務に対する支援体制が考慮されているか |
| | | スケジュール | ①無理のない具体的かつ実施可能なスケジュールが提案されているか |

(7) 見積書の作成方法

- ア 本業務にあたり、見積書を様式第5号に、内訳書を様式第6号（いずれも押印が必要です。）に記載し、1部提出して下さい。
- イ 見積書には、総額を記入して下さい。
- ウ 金額の記載は、消費税及び地方消費税を含みます。消費税の税率は10%です。
- エ 封筒に事業名及び会社名を記載し、封緘の上、提案書と同時に提出して下さい。

(8) 提案書・見積書の提出方法

- ア 提出期限 令和6年2月19日(月)17時まで（必着）
- イ 提出場所 粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係（健康センター1階）
- ウ 提出方法 窓口持参、又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）にて期限までに到着するようにして下さい。

(9) 辞退届の提出

本プロポーザルの参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、次の書類を提出して下さい。

- ア 受付期間 令和6年2月19日(月)17時まで
- イ 提出場所 粕屋町役場 住民福祉部健康づくり課 健康推進係（健康センター1階）
- ウ 提出方法 窓口持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）して下さい。
- エ 提出書類 プロポーザル辞退届出書（様式第10号）

なお、辞退届出書を窓口で受理した期日が参加資格の喪失日になりますので、ご理解をお願いします。

8. 選定方法

公募型プロポーザル方式で実施いたしますので、「粕屋町健康増進計画（健康かすや21）第2期最終評価及び次期計画策定業務特定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で提案書に係る内容の審査及び事業者の選定を実施します。審査内容は、審査委員会が定めた選定評価基準に基づき、応募提案書類、提案内容等を客観的に公平かつ厳正に評価を行い、評価点数の最も高いものから契約交渉順位を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査においては、事業者から提出された提案書類の審査を行い、第2次審査として、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う上位者を選定します。なお、事業者が5社程度の場合、第1次審査は行わないものとします。

ア 実施時期 令和6年2月29日(木)17時までに実施。

イ 選定方法 審査委員会において選定評価基準に基づき、上位者5者程度を選定。

ウ 結果通知 令和6年3月8日(金)17時までに通知。

エ 通知方法 第1次審査通過者には、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第12号）及び第1次審査結果（様式第13号）を郵送（原本）及び電子メール（写し）にて通知します。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

第2次審査においては、第1次通過者から企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。

ア 実施時期 令和6年3月25日（月）までに実施。

（会場及び時間につきましては、別途連絡します。）

イ 参加者 プレゼンテーション及びヒアリングに参加する人は、下記の項目に従い、プレゼンテーション及びヒアリング説明員届出書（様式第14号）により、開催期日の前日までに提出して下さい。

なお、事前に届け出た説明員が止むを得ない理由により、出席できない場合は、町担当課の承認を受ければ代理者を出席させることも可能ですので、必ず連絡をお願いします。

①参加人数 4名以内

②届出方法 電子メール

宛先：kenko21@town.kasuya.fukuoka.jp

表題：健康かすや21評価及び計画策定業務説明者の届出

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションは30分以内、ヒアリング（質疑応答）は10分、合計で40分を予定しています。
- ・スクリーン及びプロジェクターは当方で準備しますが、パソコン等の使用機器については、準備が必要となります。（準備はプレゼンテーション前、片づけは質疑応答後、それぞれ5分以内でお願いします。）
- ・説明は、提案書の項目順をお願いします。

(3) 最終選定

審査については、第2次審査の評価及び価格評価を判断要素として選定を行います。

ア 選定期間 令和6年3月25日(月)までに実施。

イ 選定方法 選定評価基準に基づいた審査委員会の採点により、最も高い評価点を獲得した者を受託者として特定します。

ウ 結果通知 令和6年3月27日(水)までに通知します。

エ 通知方法 選定結果については、特定通知書(様式第15号)又は、非特定通知書(様式第16号)を郵送にて通知します。(評価結果については、プロポータル方式による評価結果表(様式第17号)により、町ホームページにて掲載します。)

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格となります。

ア 提案資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、提案書作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 見積金額が提案限度額を超えている場合

オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 選定評価基準の評価項目

各審査における審査内容や評価基準は次のとおりです。

(1) 審査

ア 第1次審査

- ・提案書による「技術点」を評価基準とします。

イ 第2次審査

- ・提案書及び企画提案プレゼンテーション及びヒアリングの審査による「技術点」の評価に見積書による「価格点」を加え、総合評価を行います。

(2) 評価基準

ア 評価項目及び配点は次のとおりとします。

| 評価項目 | | | 配点 |
|------|-----|-------|------|
| 技術点 | 提案書 | 実施方針 | 75点 |
| | | 提案内容 | |
| | | 実施体制等 | |
| 価格点 | 見積書 | | 25点 |
| 合計 | | | 100点 |

・ 提案書は評価項目順に作成すること。

イ 特定基準点

技術点の合計点数の6割(45点)を基準点とし、それ未満の点数の場合は要件が満たされていないものとして、特定しないものとする。

ウ 順位の確定方法

評価項目における評価の結果、評価点数の高い事業者を受託者として特定します。

また、同点の場合は、技術点が高い事業者を受託者とし、それでも同点の場合は、審査委員会で合議の上、受託者を特定します。

なお、事業者が1社のみの場合については、審査委員会において技術点の評価が特定基準点を満たすことを判断基準として、受託者の特定を行います。

10. 契約までの手続き

受託者として特定した者(以下「特定者」という。)の提案書を基本に、本町と協議の上、本業務の業務仕様書を作成します。ただし、協議が調わない場合や提案書に虚偽の記載があった場合は、特定者との協議を中止し、次席者と協議することとなります。

また、業務仕様書に基づき、特定者(特定者と協議が調わない場合は、次席者)から見積書を再提出していただきます。再提出される見積金額は、既に提出した見積金額を上回る提示はできません。ただし、本業務実施に係る対応条件や責務範囲に変更が生じる場合は、この限りではありません。

11. 契約

契約に当たっては、特定者が契約書（案）を作成し、町と協議を行います。契約金額は特定者から示された見積提示額を基本とします。なお、契約期間については、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為の措置を講じており、業務期間を契約期間として締結します。

12. その他

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達していない場合、又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書の提出はできません。
- (2) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担となります。
- (3) 手続きにおいて使用する言語と通貨は次のとおりです。
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (4) 提出された書類の返却はありません。
- (5) 提出された書類等については、本プロポーザルに係る業務や特定以外に無断で使用することはありません。
- (6) 提出期限後の参加表明書及び提案書の差替え、又は再提出は認めておりません。
また、提出された書類等に虚偽の記載が判明した場合は、提案書は無効とし、虚偽の記載をした事業者に対して指名停止措置を実施することもあります。